

福祉医療費助成 受給資格証更新の手続きと 所得制限の限度額のお知らせ

町では、障がい者、一人親家庭等および子どもを対象に、医療費の助成を行っています。対象者や助成内容については表1、所得制限額については表2をご覧ください。

現在、福祉医療費受給資格証をお持ちの方の有効期限は、**8月31日**までです。引き続き助成を受けるためには更新手続きが必要です。対象となる方には、後日郵送でご案内します。なお、子ども医療費助成については自動更新のため、手続き不要で新しい受給資格証を郵送します。

また、現在福祉医療費受給資格をお持ちでない方で、受給資格の取得を希望される場合は、一括更新の時期にあわせて審査を行うため、**9月30日**までに本人またはご家族の方が申請してください。

●表1

	障がい者	一人親家庭等	子ども
対 象 者	- 身体障害者（身体障害者手帳1級～4級の方） - 知的障害者（判定機関にて知能指数が50以下と判定された方）又は療育手帳の障害の程度が最重度、重度又は中度の方 - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方※通院に限る）	- 父母のない児童 - 児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親と、その扶養されている児童 ※児童とは、18歳に達した後の最初の3月31日までの方をいいます。	中学校修了前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の児童
所得制限	あり (表2のとおり)		なし
助成額	保険診療の自己負担額 (ただし、高額療養費等及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額)		
の食事療養費助成費	なし		